

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

公益財団法人柏崎地域国際化協会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人柏崎地域国際化協会（以下「この法人」という。）の定款第19条及び第37条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬並びに費用に関して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤以外の者であって特別な業務を執行した者をいう。
- (4) 報酬等とは、「認定法」第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、常勤役員報酬表（別表1）に基づき報酬を支給する。
- 3 非常勤役員等には、非常勤役員等報酬表（別表2）に基づき報酬を支給する。

(定例報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の定例報酬月額、常勤役員報酬表（別表1）のとおりとし、各々の役員の報酬月額は報酬表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(使用人を兼ねる役員の報酬の種類及び額)

第5条 第3条の規定にかかわらず、使用人（職員）兼役員の報酬については、役員等としての報酬は支給せず、職員給与規程に基づく職員としての給与を支給する。

(定例報酬の支給)

第6条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、理事長が別に定める。

(費 用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、「認定法」第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、公益財団法人柏崎地域国際化協会の設立の登記の日から施行する。
この規程は、平成23年9月2日から施行する。

(別表1) 常勤役員報酬表 (単位: 円)

号	月 額	号	月 額
1	100,000	1 1	200,000
2	110,000	1 2	210,000
3	120,000	1 3	220,000
4	130,000	1 4	230,000
5	140,000	1 5	240,000
6	150,000	1 6	250,000
7	160,000	1 7	260,000
8	170,000	1 8	270,000
9	180,000	1 9	280,000
1 0	190,000	2 0	290,000

(別表2) 非常勤役員等報酬表 (単位: 円)

業務地域	日 額
新潟県内	2,222
新潟県外	3,333
日本国外	6,667